

愛知川沿岸土地改良区にかかる会計検査院の指摘事項について

- 会計検査院が11月7日に公表した平成24年度の決算検査報告において、愛知川沿岸土地改良区にかかる2つの事業について国庫補助金相当額23,135千円が不当と指摘された。

1. 指摘を受けた対象事業

- ①国営造成施設管理体制整備促進事業（以下、「造成施設事業」という）
・事業概要：農業水利施設における多面的機能の発揮等に対応した施設管理体制の整備を図るための施設管理費を補助する
- ②地域用水機能増進事業（以下、「地域用水事業」という）
・事業概要：農業用水が有する生活用水機能等の地域用水機能の維持、増進を図るための経費を補助する

2. 指摘の内容

- 土地改良区の業務日誌等は、証拠書類として職員ごとの従事状況を把握できるような詳細なものではなかった。
- その結果、国庫補助金相当額23,135,196円が不当と指摘された。
(内訳：造成施設事業6,538,220円、地域用水事業16,596,976円)

3. 本事案への対応状況

- 会計検査院から指摘を受けた補助金相当額については、現在、土地改良区において返還に向けて対応を協議中。
- 平成23年に県から業務日誌等の書類の整理を徹底するよう関係機関に通知しており、現在は書類の整理等の事務処理が適正に行われている。

4. 今後のスケジュール

- H25年12月：関係機関において必要な予算措置等がなされる予定
- H26年2月：土地改良区からの補助金相当額を返還